## 医療機関の皆様へ

東北地方太平洋沖地震により被災された妊婦さんの 妊婦健康診査の取り扱いについてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。今般の震災に係る妊婦健康診査の取り扱いについては、下記のとおりとなります。

- ① 被災地から避難してきた妊婦さんが、妊婦健康診査の受診券を持参 しているか確認してください。
- ② 妊婦健康診査の受診券を持っている場合、通常は、医療機関と契約 又は償還払い等の対応となります。
- ③ 受診券を持っていない場合、もしくは、被災地である前居住地自治体が復旧していない等の理由によって、前居住地自治体の受診券が使用できない場合は、避難先自治体の妊婦健康診査として、受診券を交付いただくよう、避難先自治体に対し特段のご配慮をお願いしているので、妊婦さんに対し、避難先自治体の母子保健担当窓口に相談するよう、ご案内ください。

厚生労働省雇用均等·児童家庭局母子保健課